

2024年 11月 第148号



産業文化通信

JCI産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都千代田区神田鍛冶町 3-6-7 6階

電話：03-3525-4838



日毎に寒気加わる時節となりましたが、組合員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。早いもので、今年も残すところあと2ヶ月となりました。年末に向けての慌たじさがスタートする時期だと思います。また寒さも冬に向かう中、お風邪など召されませぬ様、どうぞ気を付けてお過ごし下さい。

IHD共済の新商品のご案内

現在組合員様にご加入頂いておりますIHD共済の「外国人技能実習生等総合共済」に、この度新商品が誕生致しました。

その内容ですが、

- ・万が一の高額賠償に備えて賠償責任共済金額を、今まで3,000万円から最大1億円に拡大しました。
- ・賠償事故を起こし、加害者となってしまった場合、相手側との面倒な交渉を組合員様に代わってIHD共済が示談代行サービスを行います。
- ・実習生が自転車で走行中、前方不注意により歩行者と衝突し、相手側にけがを負わせた場合、交通事故に伴う賠償金も補償されます。

こんな時でも!

支払例 2

自転車運転中の交通事故に伴う賠償金もお支払いします。

実習生が、歩道を自転車で走行中に前方不注意で歩行者と衝突。歩行者は転倒して前歯を折り、腰を強打し全治6か月のケガ。入院加療中の休業損害も発生。被害者(歩行者)の治療費・通院交通費・休業補償・慰謝料をお支払いします。
※詳細は普通共済約款をご参照ください。



※上記の金額はお支払い例です。

近年、多くの自治体では条例により自転車保険の加入を義務、または努力義務が定められています。別途新たに自転車保険に加入する場合、月々140～780円の保険料が発生しますが、今回の新商品にご加入頂く事で月々14円という格安なご負担で済むようになります。(新商品：37ヶ月21,130円ー旧商品：37ヶ月20,610円=520円 520円÷37ヶ月≒14円)

組合員様と実習生への補償も拡充し、合わせて自転車保険加入も賄う事ができるIHD共済新商品へのご加入を一度ご検討頂ければ幸いです。

組合では現在加入している旧保険についてはそのまま継続し、今後新規で

入国する実習生については新しい内容の保険をご提案しております。

現在加入済み実習生の保険の見直しにつきましては、ご要望がございましたら当組合までご連絡を頂ければ幸いです。個別にご対応させていただきます。





- ・都道府県等に対して条例等による自転車損害賠償責任保険等への加入促進を要請
- ・標準条例(技術的助言)を作成し、都道府県等に周知(H31.2)・支援
- ・情報提供の強化等により、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進

条例の主な記載項目

地方公共団体の条例の制定状況(令和6年4月1日現在)

項目	対象者
①自転車損害賠償責任保険等への加入の義務付け	自転車利用者
	保護者
	事業者
	自転車貸付事業者
②自転車損害賠償責任保険等への加入の確認等	自転車小売事業者
	事業者
	自転車貸付事業者
③自転車損害賠償責任保険等に関する情報提供	都道府県
	学校設置者

条例の種類	都道府県
義務 (34都府県)	宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
努力義務 (10道県)	北海道、青森県、岩手県、茨城県、富山県、和歌山県、鳥取県、徳島県、高知県、佐賀県
未制定 (3県)	島根県、長崎県、沖縄県